

費用弁償

ボランティア活動は、無償が原則です

でも最近では、活動の報酬としてではなく、その活動に伴う材料費や交通費などに相当するお金（実費）は、依頼者にご負担いただく考えがあります。このことを「費用弁償」といいます。

ボランティアの方に、活発に気持ちよく活動してもらうためにも、ご検討下さい！

ボランティア保険

活動の事故に備えて、ボランティアの方へは保険の加入をおすすめしておりますが、すべての事故に保険が適用されるわけではありませんので、あらかじめご理解ください。

ボランティア活動の事故は次のようなものがあります。

【傷害事故】ボランティア自身が活動中に事故にあったり、ケガをした場合

【賠償責任事故】活動中に相手にケガをさせたり、活動先で物を壊してしまった場合

市民のボランティア活動に対しては、「横浜市市民活動保険」が適用されます。

◆市民活動保険とは...◆

- ・市民であれば加入している 登録や掛金は必要なし
- ・事故が起きた場合の届け出先は区役所総務課（1ヶ月以内）
- ・活動内容によっては適用されない場合もある

例) 実費を超えた「費用弁償」が支給されている場合／
単発の活動／学校管理下の行事・福祉講座等

ボランティア 依頼のしおり



ボランティアは、社会に暮らす一員として、共に支えあい、学びあいながら進めていく活動です。

一人ひとりが「自分の意志でできることをしよう」という活動で、仕事のように「～しなければならない」というものではありません。

ボランティアを依頼する方にとっても、活動する方にとっても、お互いに気持ちいいものになるように心がけましょう！

鶴見区ボランティアセンター (区社会福祉協議会内)

開館 * 月～土 9:00～17:00

(祝祭日・年末年始は除く)

住所 * 〒230-0051 鶴見区鶴見中央4-37-37
リオベルデ鶴声2階

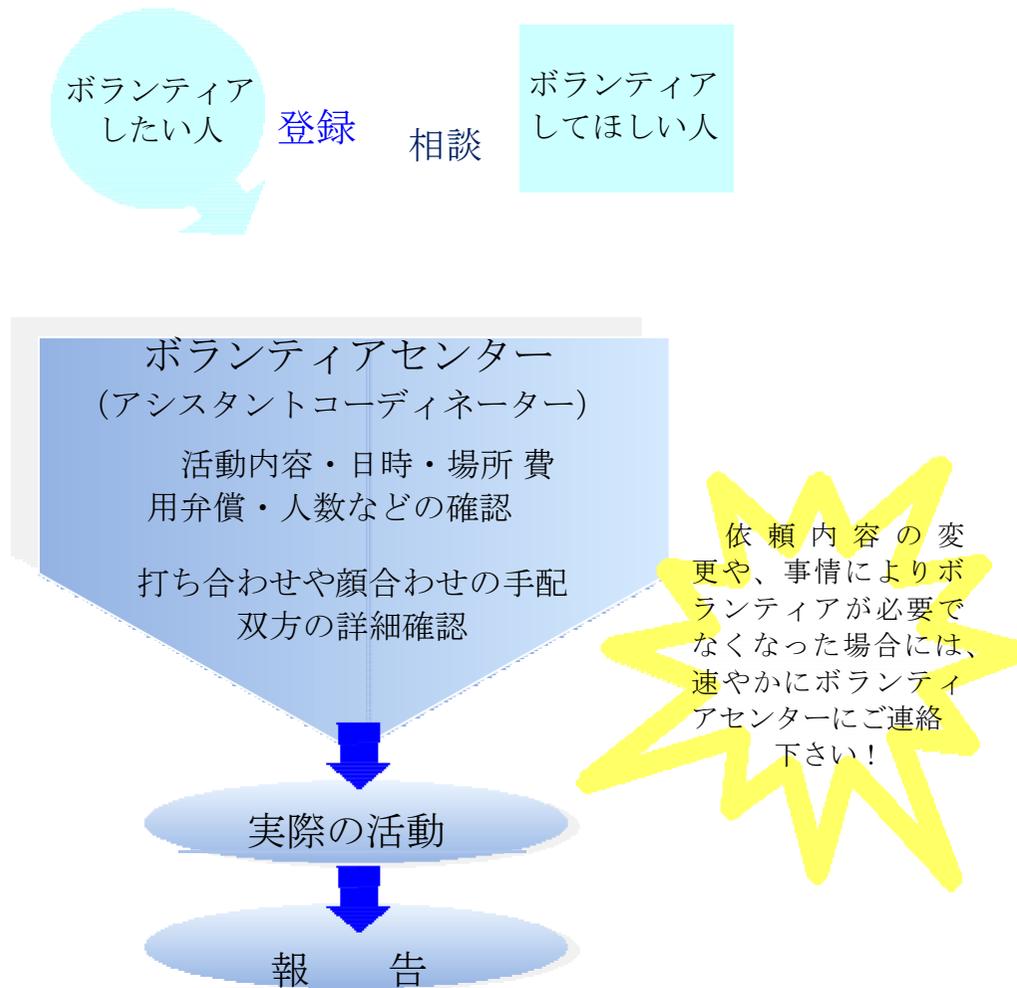
TEL * 504-5625 (ボランティア専用)
504-5619 (社協代表)

FAX * 504-5616

E-mail * info@yturumi-shakyo.jp

URL * <http://www.yturumi-shakyo.jp/>

● ボランティア活動までの流れ



ボランティアセンターは、ボランティアをしたい人・して
ほしい人の間に立って、活動の調整をします。

疑問や不安に感じたことや、活動の感想や報告など、お気
軽にご連絡ください。

● ボランティアを依頼するにあたって

ボランティアさん活動の趣旨をご理解いただくとともに、お願いす
る内容について、次のことをご確認ください。

① ボランティアで対応できることですか？

専門的な内容や、負担が大きいものは、ボランティアでは対応
できないこともあります

また、場合によっては、制度や他機関の利用、家族の協力などに
ついては検討してみましょう（窓口でもご相談にのります）

② 受け入れの準備はできていますか？

家族の方などは、ボランティアを受け入れることを理解して
いますか？

また、事故などに対しての心構えはできていますか？

③ 対等な関係を築きましょう

ボランティアは、「してあげる」「してもらう」関係ではなく、
対等な関係です

また、ボランティアは善意の気持ちを持って活動しており、
「安く働いてくれる人」ではないことをご理解下さい

④ 余裕を持ってお願いしましょう

ボランティアは、それぞれの生活の中で、空いた時間を使って
活動しています

依頼は、時間的な余裕を持ってお願いします

- ※ 場合によっては、ボランティアの急な事情により
活動ができなくなることもありますので、
ご了承ください。

※ 職業斡旋はしていません。

